

## 韓国の都市と農村における国際結婚の比較研究 — 全羅南道における二つの地域を中心に —

馬 兪 貞

### はじめに

国際結婚はグローバル化社会における特徴の一つであり、国際移動の手段として問われている問題である。特にアジア社会においては女性がその70%を占めている<sup>1)</sup>といわれている。韓国では1990年代半ばから国際結婚が本格化し始めた。韓国統計庁の資料によると、特に2005年の国際結婚件数は31,180件で、2004年より約21.8%も増加し、全結婚件数の約13.5%を占めるといふ記録を残している。その後は全結婚率が減っていくと共に国際結婚件数も減ってきたが、2010年現在も10.5~11.5%を維持している。このように、韓国における国際結婚は急激な増加を見せたため、これらに伴う問題も増え、その深刻化を解消するための研究が始まっている。とりわけ農村地域においては国際結婚率も高く、問題も発生している。たとえば最近では農村における結婚移住女性の社会適応問題が最も重要な研究課題として登場している。したがって、ここでは韓国の都市と農村における国際結婚の背景から現状と問題を、既存の資料調査により比較分析した上で、現行政策を考察してみる。この作業により、今まで行われてきた韓国中央政府からの一方的な支援策ではなく、今後は各地域の事情に合わせた支援に改善する方向での考察が可能になるといえよう。

韓国の農村地域における国際結婚移住女性は家族や社会において非常に低い立場におかれ、精神的・経済的不安定を感じることが多い。そのため、韓国社会の構成員として定着しにくい問題を持つ。さらに、既存の支援政策や支援団体などによる現行の支援実施状態を見ても農村の隅々までには届いていない。その原因は韓国が中央政府中心の政策システムを行っているからである。つまり、人口が多い大都市に合わせた政策が施行される確率も高いのである。

一方、都市地域においては、偽装結婚の被害増加から、母国への送金のため働き出した結婚移住女性と家族内葛藤および育児に関する経済能力などの問題が大きく取り上げられている。

また、都市と農村における結婚移住女性の日常生活における葛藤、および彼女たちに対する一般市民の意識、そして受け入れ側としての地域社会の問題点などを明確にする作業が必要とされる。

したがって、本稿の狙いは韓国の都市と農村における国際結婚の特徴および社会的背景、また国際結婚と結婚移住女性における諸問題を比較した上で、国際結婚に対する現行支援を考察し、たとえば各地域社会の事情合わせて適用されていない支援策などの限界<sup>2)</sup>を明らかにすることである。その際には国際結婚を目的とした移住女性が最も多い都市と農村地域を選定し、現在の資料および文献により比較研究する。また、本稿の目的を達成することで、次の論文では特定地域での現地調査を通じた国際結婚および結婚移住女性における諸問題の分析後、現行支援政策の限界との相互関連性を探り、結婚移住女性の社会適応および定着研究をする際に基礎資料として役立つことを目指している。

## I. 先行研究および「国際結婚」の定義

### (1) 韓国における先行研究考察

1990年代から朝鮮族を中心とした中国人と韓国人との国際結婚が本格的に始まり、特に1992年の中韓国交樹立の影響で朝鮮族女性が主となる国際結婚家族が急増し始めた。この現象と共に国際結婚した夫婦および家族関係の葛藤に関する研究が行われてきたが、朝鮮族は韓国語が話せること以外は文化や生活様式にも差があり、国際結婚生活において意見衝突や家出などの問題が起きていた。その結果、朝鮮族は国際結婚を手段にして韓国に入国する必要性が減少し<sup>3)</sup>、2000年に入ってからベトナムの女性との結婚が急増すると共に、その原因と背景、問題点などを考察する研究が増えた。キム・ヒョンジェは、ベトナム女性結婚移民者について、「韓国農村地域での社会的適応度が高いと予想される」、「年齢が低く、妊娠可能性が高い」ため、農村への移住を積極的に勧める<sup>4)</sup>ことを提案している。また、ハン・コンスは、韓国で最も問題視されている結婚仲介業者の実態について研究し、ベトナム側の結婚仲介業者とのネットワークを分析し、ベトナムとの国際結婚仲介に関するプロセスを明らかにした<sup>5)</sup>。

そして、韓国社会において結婚移住女性の定着を援助するために各種支援政策や自治体による韓国語教室や文化教育、料理教室などのプログラムが実行され、その役割と効果についての研究も増えてきている。しかし、それらの研究は比較分析した結果を出すだけに止まっている。効率的とは言えない支援政策などについて批判している論文が多数存在するが、改善方法や対策は提示されていないため、今後の検討は難しい。自治体や市民団体から支援活動の改革について言及することもあるが、その方向性については具体的に述べていない。さらに、キム・ヒョンミが指摘するように<sup>6)</sup>、様々な法令の定義や条件が限定されているため、排除される集団が

あるなどの問題が多数存在する。実際この法律が適用され、移住女性を保護する役割を果たしているのかという疑問がある。つまり、適応と生活上の問題を具体的に支援する次元までは十分な効果が現れていないのである。

農村社会では、都市より閉鎖的、従属的、保守的傾向が強いため、結婚移住女性は自由がほとんどなく、適応していくのに必要とする時間や人間関係なども制限される場合が多い。ヤン・チョロ（2003）<sup>7)</sup>、イ・ヨンギョン（2007）<sup>8)</sup>、金・ハンコン（2009）<sup>9)</sup>などを見るとこのような問題点に注目しているため、既に把握はできている状態であると考えられる。しかし、先行研究が多く行われ、支援政策にも反映していると評価されているにも関わらず、特に都市より農村社会における結婚移住女性をめぐる問題がさらに深刻化していることは最大の問題点とみなされている。

このように、農村における国際結婚移住女性について、先行研究は少数事例を挙げる研究方法や統計を利用する程度の分析にとどまっている。つまり、総合的分析から移住女性の適応および地域の特徴を考慮した改善策までを明らかにする研究が、現時点では最も必要とされている。本研究は、結婚移住女性の安定的社会適応において、結婚移住女性への政策の問題点などを考察しながら改善方向を模索するための基礎研究となる。

## (2) 韓国における「国際結婚」

一般的に、国際結婚は異なった国籍および文化的背景を持つ男女が結婚することである。しかし、韓国における国際結婚はその形式的特徴という点からみると農村の国際結婚という形が非常に多く、また、農村の国際結婚はその特殊な背景とプロセスをもつため、通常国際結婚の意味とは少し違うと考えられる。

韓国における国際結婚が本格的になったのは、農村における結婚難を解消するため、政府政策の一環として1990年代半ばから韓国の男性と外国の女性がその対象となって行われたものである。特に、注目されるのは、国際結婚費用の半分に相当する金額を政府から個人に支給するという条例であり、これは韓国農村社会に大きな反響を呼び起こし、外国人に拒否感を持つ多数の農村男性も結局は国際結婚を選択する結果をもたらす要因となった。

また、2006年農林漁業に従事する韓国人既婚者男性8,596人の内、41.0%である3,525人が国際結婚し、この結果は2005年より5.1%増加した数値である<sup>10)</sup>。このように、農村を中心に最初は朝鮮族を含んだ中国の女性、そして、2000年に入ってからにはベトナム女性が結婚相手として急激に増加し始めた。その理由は、結婚過程には両国とも不法仲介業者やブローカーが数多く関連していること、中国およびベトナム側においては国際結婚が経済的安定を解決するための主な手段であること、韓国側においては農村の結婚難を解消しようとしていた自治体が仲介業者と連携している場合が多いことである。

つまり、迎える側からは韓国農村の花嫁不足現象・低出産・高齢化現象により、苦肉の策として用いられた農村の男性と外国の女性との結婚を意味する。また、送り出す側からみると、出稼ぎ・仕送りを目的として韓国に来た外国の女性と農村の男性との結婚を意味する<sup>11)</sup>。以上先行研究での定義を総合すると、①男性が自分より貧困な国の女性を花嫁に迎えること、②農村の結婚難を背景として含むこと、③見合いなどの紹介（仲介業者などを挟み、費用を払う）であることが共通点となる。

このように、韓国社会における国際結婚は通常の国際結婚とは違う背景および特徴を持っているため、韓国社会の実情に合わせた定義をしておく必要がある。したがって、本稿での「国際結婚」は「結婚できない男性が自分の国より経済力の低い国の女性を、斡旋業者に紹介してもらおうという形の結婚」と定義する。そして、「農村における国際結婚」は、「農村の結婚できない男性が経済力の低い国の女性を、斡旋業者に紹介してもらおうという形の結婚」と定義する。

## Ⅱ. 国際結婚の現況および背景

### (1) 国際結婚の現況

1980年代までの韓国における国際結婚は主に韓国人女性と外国人男性との結婚を意味した。しかし、1995年以降から韓国人男性と外国人女性との結婚が急増した。<表Ⅱ-1>を見ると、2008年総結婚件数の11.1% (36,204件) が国際結婚であり、その内外国人女性との結婚が77.8% (28,163件)、外国人男性との結婚が22.2% (8,041件)であった。また、2002年から2004年まで国際結婚は激増し、2005年には総結婚の13.5%に至った。2006年からは少しずつ減少しているとはいえ、現在も全結婚件数の10.5%以上を占めていることが分かる。また、国際結婚と共に様々な問題が急増し、国際結婚自体および移住女性の結婚後の生活と社会適応における問題も多く存在している。

<表Ⅱ-1> 韓国の国際結婚推移

区分	2002年	2003年	2004年	2005年	2006年	2007年	2008年	2009年
総結婚件数	304,877	302,503	308,598	314,304	330,634	343,559	327,715	309,759
国際結婚件数 (A)	15,202	24,776	34,640	42,356	38,759	37,560	36,204	33,300
国際結婚比率 (%)	5.0	8.2	11.2	13.5	11.7	10.9	11.0	10.8
外国人女性との 結婚件数 (B)	10,698	18,751	25,515	30,719	29,665	28,580	28,163	25,142
(B/A) %	70.4	75.7	73.6	72.2	76.5	76.0	77.8	75.5

(出所：韓国統計庁，2010年3月引用)

次いで、結婚移住女性の出身国別に結婚の推移を見てみると<表Ⅱ-2>のように2003年から2005年にわたって外国人女性との国際結婚は倍以上になり、全体的にみると中国人（朝鮮族を含む）女性との結婚が最も多いことが分かる。しかし、都市に多い中国出身の妻は減少している反面、農村に多いベトナム出身の妻は増加していることから、農村における国際結婚率とこれらに関する問題の増加が予想できる。また、この増加は都市社会より農村社会における国際結婚問題のおよび移住女性に対する支援などの重要性を示唆している。

<表Ⅱ-2> 韓国人男性の国籍別外国人との結婚推移 (単位：件，%)

妻の国籍	2000年	2002年	2003年	2005年	2007年(A)	2008年(B)	増減率 (A対B)%
計	6,945	10,698	18,751	30,719	28,580	28,163	- 1.5
中国	3,566	7,023	13,347	20,582	14,484	13,203	- 8.8
ベトナム	77	474	1,402	5,822	6,610	8,282	25.3
フィリピン	1,174	838	928	980	1,497	1,857	24.0
日本	819	690	844	883	1,206	1,162	- 3.6
カンボジア	0	0	19	157	1,804	659	- 63.5
タイ	240	327	345	266	524	633	20.8
モンゴル	64	194	320	561	745	521	- 30.1
ウズベキスタン	43	183	328	332	351	492	40.2
その他	962	969	1,218	1,136	1,359	1,354	- 0.4

(出所：韓国統計庁，2009年資料より筆者再分析)

さらに詳しく見てみると、急増してきたこの国際結婚の始まりは、韓国農村部における結婚難解消のために1992年の中韓外交樹立以降からブローカーなどを通じて入ってきた中国人の女性（朝鮮族を含む）であり、その大半は出稼ぎの手段として偽装結婚という形を持っていた。次に、ベトナムからの女性は2002年から2003年の間に約3倍以上、2003年から2005年の間には約4倍以上増えたのが目立つ。その理由については様々な要因が同時に作用していると考えられるが、まず①国際結婚の相手国であった台湾の政府が国籍取得要件を強化したためベトナム女性はその行き先を韓国に変えたこと、②韓流ブームなどによるベトナム女性の韓国へのあこがれ、③韓国人にとっては、ベトナム女性は外見が韓国女性と最も似ていると判断され、年齢も若く、農村地域から来る女性たちは地域社会に適応しやすいという期待をされていたこと、④韓国とベトナムにおけるブローカーたちにとってはベトナム女性を紹介することで最も大きい利益が残るためであった<sup>12)</sup>。

また、2007年に12倍も増えたカンボジア女性は2008年にその3分の1に減少し、前年対比増減率が-63.5%である。韓国社会にカンボジアからの女性が入ってきたのは2003年からであり、ベトナム人女性との国際結婚において人権問題や不法ブローカー問題の深刻性が問われ

ることにより、結婚仲介者はカンボジアに方向を変えることになった。しかし、カンボジア政府は韓国人との国際結婚において人身売買的な性格を持っていると判断し、2度もこの国際結婚において厳しい規制をしたため、2007年から2008年に大幅減少するようになった。

一方、韓国における国際結婚を地域別に見てみると、ソウル特別市および6代広域市をはじめとする大都市地域が圧倒的に多いといえるが、当然人口密度が高いため、都市地域の結婚できない男性も仲介業者を挟んで外国人女性と国際結婚するケースが多いと予想できる。

このように農村社会を中心に約15年前から本格化した韓国の国際結婚は、今や全国において様々な国から来た女性との結婚が都市と農村という地域に関係なく行われている。既に結婚して韓国社会に定着している結婚移住女性もいるが、そうでない人々のほうが多いため、韓国政府からは様々な支援政策を立てるなどの努力をしているが、未だに解決できていないところが多い。最近の研究においても多文化政策の改善問題に関心が高まっているが、まだ具体的対策などは出されていない。特に農村地域社会の特徴上、農村における結婚移住女性の適応に関する問題はさらに深刻化しており、解決しなければならない状況に直面している。このような問題を分析するためには、まず韓国の国際結婚はどこから始まり、どのような社会的背景を持つのかについて考察する必要がある。

## (2) 国際結婚の社会的背景

韓国社会は、過去数十年間の産業化・グローバル化の影響で急速に変化してきている。1960年代の農村社会を経て、産業化社会を超え、情報システム産業を主力とする情報化社会が到来している。1980年代後半以降、都市を中心に外国との交流が拡大し、留学や海外旅行・就職などの理由で中上流層女性と外国人男性との国際結婚が行われ始めた。また、この頃、看護師としてドイツに派遣されていた韓国人女性がドイツ人男性と結婚する例もあった。1990年代に入って、グローバル化社会への変化により、韓国社会もアジア周辺国との交流が活発になると共に、海外からの移住労働者が大都市を中心に入ってくるようになった。しかし、ソウルを代表とする大都市圏においては最初から結婚を目的として韓国に入国するケースは少ない反面、サービス産業の発達により、韓国の都市部に居住していた移住労働者が滞在延長（ビザ関係）を目的に業者を挟んで国際結婚をするケース（大半が女性）が増えた。都市における結婚移住女性は韓国語を習い、働くことが必須であるため、逆にいえば経済的問題を重視し、母国への送金が必要な場合が多いといえる。

都市化および工業化を中心に進行してきた韓国社会の産業化は、農村社会に大きい変化をもたらし、その主な原因は過度な離農といえる。この現状により、農村社会では平均家族構成員数の減少と核家族および老人世帯の増加など、家族解体の徴候を見せている（〈表Ⅲ-2〉参考）。特に、1980年代以降は、資本蓄積のための地域的分業が展開した結果、産業間、地域間

の不均衡発展により、非常に発展した都市地域に比べ、農村の貧困問題が起きた。さらに、離村状況においても年齢別には若年層の離農率が高かった。性別で見た場合、農村より都市の方においてサービス産業が発達したため、高い女性の離農率は農村男性の婚姻危機状況とつながった。後継ぎとして息子を生むことが重要である韓国社会では、この危機は大きな社会問題となり、解決策が論議されてきた。しかし、産業化により社会進出した多くの韓国女性たちは自ら経済力を持つようになると共に、貧困で不便な農村には嫁がないという結婚観を持つようになった。さらに、韓国は儒教の影響で、男尊女卑思想から来る女性の地位の低さと、姑との関係維持の難しさも特に農村社会における結婚難と大きくかかわっている。

さらに、女性の高学歴化、高就職率により、1972年の初婚年齢が男性26.7歳、女性22.6歳だったのが、2002年の30年間で男性は4歳、女性は5歳遅くなった。そして、25歳～39歳の男女の学歴別未婚率を見ると、高卒の女性（約17.3%）より大卒の女性の未婚率（約35.8%）が2倍以上となっており、これは社会的成功のため結婚を後回しにするか、あきらめるといえるものである。これと共に30歳から34歳の間の未婚女性も、2006年に10.0%を超えた。

そして、政府からの支援の一環として「農村チョンガー（未婚の男性）に嫁をめとらせる運動」<sup>13)</sup>が行われており、外国人女性との結婚を希望する男性が増えた。このように、国際結婚の需要が増えたことに合わせて、ベトナム、フィリピン、カンボジアからの女性がハイパーガミー（上昇婚）を目的として国際結婚を希望し、韓国にきている。この供給増により、特に農村地域における国際結婚が急激に増加したといえる。

### Ⅲ. 調査対象地域および調査結果

韓国における国際結婚は市道別にみると、6つの広域都市（ソウル特別市は除外）より道単位の地方地域における国際結婚率が高い。その内、韓国男性と外国女性との婚姻比率が最も高い地域は全羅南道であり、〈表Ⅲ-1〉を見ると2009年の全婚姻の内約13.3%が外国人女性との婚姻である。また、農林漁業に従事する韓国男性との婚姻率も約27.2%を占めている。

一方、光州は6つの主要都市地域の内、全羅南道庁所在地である大都市に該当する。また、〈表Ⅲ-2〉で後述するが、第3次産業比率が非常に高い都市でありながら国際結婚がとて多く、国際結婚において多数の支援団体が活動している地域でもあるため、農村地域との比較研究の価値が非常に高い地域であると思われる。一方、羅州は全羅南道地域でもっとも結婚移住女性が多く居住しており、現在も国際結婚に関する様々な問題が多発している地域である。したがって、ここでは都市としての光州と農村として全羅南道の羅州地域を選択し、既存研究および各種統計および文献資料に基づいて比較考察を行う。

＜表Ⅲ－１＞市道別農林漁業従事男性と外国人女性との婚姻

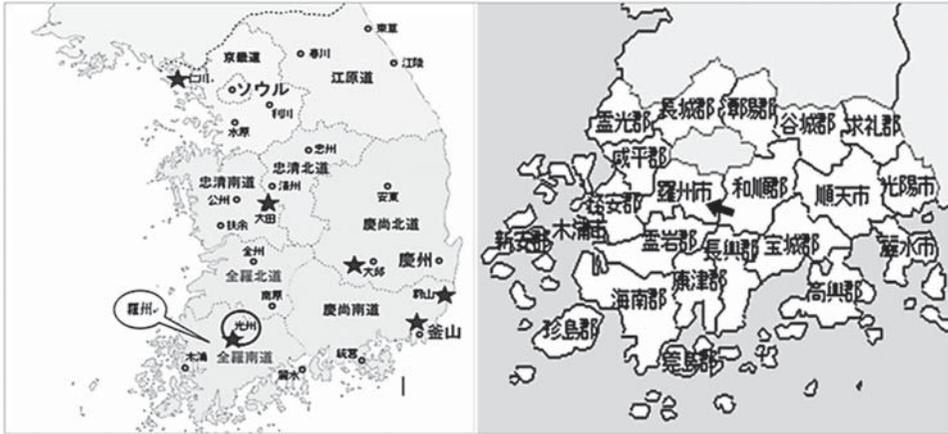
区分	市道別婚姻件数			韓国男性と外国女性との婚姻				農林漁業従事者との婚姻	
	2005年	2007年	2009年 (A)	2005年	2007年	2009年 (B)	(B/A) %	2009年 (C)	(C/B) %
全国	314,304	343,559	309,759	30,719	28,580	25,142	8.1	1,987	7.9
邑	25,038	27,914	25,849	2,480	2,661	2,555	9.9	344	13.4
面	29,991	31,483	27,069	5,095	5,355	4,284	15.8	1,335	31.1
洞	244,360	274,592	248,050	22,545	20,145	17,846	7.2	307	1.7
ソウル	71,286	76,399	68,841	7,637	6,004	4,936	11.5	18	0.3
釜山	18,973	21,484	18,614	1,408	1,429	1,233	6.6	28	2.3
大邱	13,152	14,655	12,844	1,014	921	753	5.9	7	0.9
仁川	16,515	18,227	16,643	2,015	1,534	1,442	8.7	15	1.0
光州	7,827	8,858	8,088	498	595	563	7.0	16	2.8
大田	9,035	9,684	8,885	779	636	693	7.8	11	1.6
蔚山	6,939	7,563	7,267	560	606	455	6.3	7	1.5
京畿	72,431	81,248	73,403	7,341	6,409	6,019	8.2	200	3.3
江原	8,496	8,930	8,081	769	807	779	9.6	131	16.8
忠北	8,390	9,834	8,666	920	926	746	8.6	116	15.5
忠南	12,107	13,766	12,708	1,378	1,467	1,382	10.9	262	19.0
全北	10,196	10,864	9,605	1,385	1,312	1,141	11.9	245	21.5
全南	9,984	10,854	10,051	1,327	1,507	1,337	13.3	363	27.2
慶北	14,639	16,623	14,499	1,489	1,719	1,221	8.4	244	20.0
慶南	18,664	21,555	19,494	1,636	2,004	1,658	8.5	236	14.2
済州	3,382	3,495	3,279	231	289	327	10.0	87	26.6
海外	12,288	9,520	8,791	332	415	457	5.2	1	0.2

(出所：2010 韓国統計庁データより筆者分析)

## (1) 全羅南道の二地域における地域的特徴

全羅南道 (Jeollanam-do) 光州 (Gwang-ju) は、韓国の6つの広域市 (ソウルは特別市) のひとつである (＜図Ⅲ－1＞参考)。また、全羅南道の道庁所在地であり、第3次産業の比率が非常に高く、昔から存在する工業団地をめぐる外国人 (結婚移住女性を含む) が多くて地域社会においても各団体からの支援および研究活動が活発に行われてきた地域という特徴を持つ都市である。現在、移住女性を支援する政府機関には、緊急電話センターという政府委託機関の光州支部と、女性の電話光州支部を代表とする様々な支援団体が存在する。

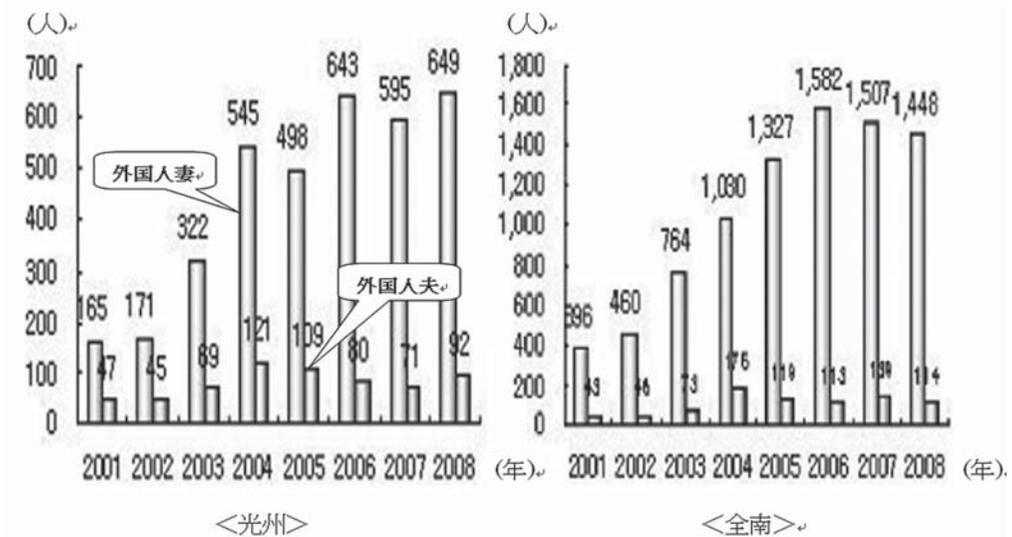
一方、全羅南道 (Jeollanam-do) は、韓国全地域において国際結婚率が最も高く、その内羅州 (Na-ju) は結婚移住女性が最も多く居住している地域である。＜図Ⅲ－1＞のように、羅州は光州と南西側に接しており、全羅南道 (5市17郡) の一つの市である。



＜図Ⅲ－１＞韓国における光州と羅州の位置（左）および光州を除外した全羅南道と羅州（右）

注：★は韓国の6代広域市－仁川，大邱，蔚山，釜山，光州，大田  
 （出所：韓国地図集 [http://www.konest.com/data/map\\_korea.html](http://www.konest.com/data/map_korea.html) 引用）

この地域は光州とも近い地理的特徴，人口構成を持ち，職業構成が多様化している。最近は，工業団地が誘致されると共に，外部からの転入も増えてきたため，村の住民とは異質的構成を見せ始め，農民と結婚して既に入ってきている結婚移住女性も多いと推定されている。この2つの地域において，国際結婚の内，外国人女性を嫁にする比率（韓国男性+外国人女性）は，光州が89.3%で全国平均（75.7%）より高く，羅州は91.6%であり，全国一位を占めている<sup>14)</sup>。



＜図Ⅲ－２＞光州および全南の外国人配偶者現況（2001年～2008年）

（出所：韓国湖南地方統計庁，<http://kostat.go.kr/hnro/>，2007，羅州市庁，<http://www.naju.go.kr>，2008）

また、＜図Ⅲ－２＞をみると分かるように、韓国人男性と結婚した外国人女性は649人で、光州地域における総国際結婚の約87.6%を占めている反面、全南地域における韓国人男性と結婚した外国人女性は1,448人で、総国際結婚の92.7%という圧倒的比率を見せている。また、2008年、全南地域の国際結婚率は14.9%、全国で最も高い構成比を見せており、国際結婚率が高い農村地域の例としてあげられる。

次に、光州と羅州（全羅南道に含まれる場合もある）の背景について考察する。＜表Ⅲ－２＞は一般的背景から国際結婚と関連するものを整理し、比較したものである。

＜表Ⅲ－２＞韓国全国および光州、全羅南道、羅州地域の一般的背景（現況）

	全国			光州			全南			羅州			
人口	1985年(40,419,652人) 以降持続的増加, 2005年には 47,041,434人 (外国人除外)			1985年(905,673人) 以降持続的増加 2005年には 1,413,644人 (外国人除外)			1985年以降持続的減少 2005年には 1,815,174人 (外国人除外)			1985年108,030人 2005年には86,823人 (外国人除外)			
平均世帯人数	1990年 3.7	2000年 3.1	2005年 2.9	1990年 3.8	2000年 3.2	2005年 3.0	1990年 3.9	2000年 2.9	2005年 2.6	1990年 3.9	2000年 2.9		
結婚件数	2003年には302,503件 2008年327,715件			2003年7,760件 2008年8,472件			2003年には9,858件 2008年には10,480件			2003年549件 2008年450件			
国際結婚件数	2005年に外国人女性との結婚件数が30,719、外国人男性との結婚件数が11,637だったのが、2009年には25,142件、8,158件と減少			2005年には外国人女性との結婚が498件、外国人男性との結婚が109件だったのが2009年には各563件、99件となり、女性の方のみが増加			2005年：外国人女性との結婚は1,327件、外国人男性との結婚は119件だったのが、2009年には各1,337件、94件とほぼ変わっていない			2005年の84件2007年111件(2004年まで全南の一部として集計)			
平均初婚年齢	上昇(男性31.6歳：女性28.7歳、1990年対比2009年は各3.8歳、3.9歳上昇)			上昇(男性30.5歳：女性27.7歳1990年対比2009年は各3.6歳、3.8歳上昇)			上昇(男性30.8歳：女性26.9歳1990年対比2009年は各4.3歳、4.0歳上昇)			全南の一部として集計される			
産業比率	産業年度	1次	2次	3次	産業年度	1次	2次	3次	産業年度	1次	2次	3次	全南の一部として集計される
	2000	10.6%	20.3%	69.1%	2000	5.4%	22.9%	71.7%	2000	37.1%	15.0%	47.9%	
	2008	7.1%	17.3%	75.6%	2008	1.7%	20.3%	78.0%	2008	28.0%	17.9%	54.1%	

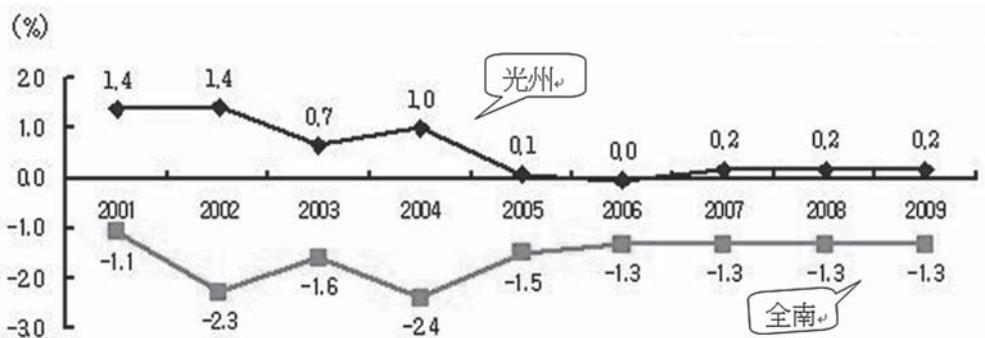
(出所：韓国統計庁、<http://kostat.go.kr/>、2007、韓国湖南地方統計庁、<http://kostat.go.kr/hnro/>、2007および羅州市庁、<http://www.naju.go.kr>、2008に基づき筆者作成)

まず、人口についてみると、全国と光州は増加している反面、全羅南道および羅州は減少している。そして、結婚件数は国際結婚件数を含めているため、全国的には増えているが、羅州は激減している。ここで、離農現象による人口減少と共に、その年齢層が婚姻適齢期女性であ

ることが説明できる。注目すべき点は、国際結婚件数の変化であり、最も多かった2005年に比べると全体的には減ったが、羅州は2005年よりもさらに増加しており、典型的農村地域の特徴をみせている。そして、初婚年齢の上昇に関しては、ほぼ同じように見えるが、ここで目立つのは全南地域における初婚年齢の差が大きくなっていることである。言い換えれば、韓国社会では夫婦の年齢差があまりなく、逆に年上の女性との結婚まで増えているが、この数値によると、業者による国際結婚は夫婦の年齢差が大きいことに基づき、この地域は業者による国際結婚率が高い農村地域であると思われる。光州と全南を都市と農村地域に明確に分けているのは産業比率である。2000年から2009年の間に光州は第1次産業の割合が激減しており、1.7%しか残っていない反面、第3次産業の比率は78.0%であり、大都市の特徴を見せている。また、この地域に居住している多くの移住女性もサービス業に従事していると予想される。しかし、羅州は全南に含まれた形で集計されてはいるが、第1次産業がまだ高く、その大半が農業である農村地域であるため、この地域に居住している移住女性は農業の手伝いや家事に従事している可能性が高いと思われる。第2次産業比率の増加に関しては、この地域にも近年政府の政策により、工業団地が誘致され始めたためである。そして、第3次産業についても、政府が各地域の観光産業を開発させようと努力しているため、増加しはじめていると思われる。

光州と全南地域における女性人口の増減率だけを見ると、〈図Ⅲ-3〉のようになり、全南地域は減少が続いていることがわかる。国際結婚移住女性が居住していても、離農現象が持続するためである。逆に、光州における女性人口は増えた。全南地域からの移動および国際結婚移住女性の増加がその理由として考えられる。以上の分析から光州は大都市、そして全南（羅州を含む）は農村地域ということが明確であり、各地域の背景および特徴について考察した。

光州と羅州にはどちらも国際結婚移住女性が多く居住し、支援センターが存在する。文献調査したもので、いくつかを紹介する。まず、光州において政府が直接委託している支援機関は



〈図Ⅲ-3〉光州および全南における女性人口増減率

（出所：韓国湖南地方統計庁, <http://kostat.go.kr/hnro/>, 2007, 羅州市庁, <http://www.naju.go.kr>, 2008）

移住女性緊急支援センター 1577 - 1366 光州支部 (Emergency Support Center for Migrant Women, [www.wml1366.or.kr](http://www.wml1366.or.kr)) であり、韓国政府の女性家族部委託機関として活動している。詳しくは、移住女性に対し、10カ国語で24時間緊急対応できるホットラインシステムを構築しており、ソウル本部を中心に地方に4つの支部を置いている。2009年に光州支部を新設し、シェルター施設も完備されている。次に、光州市の支援を受けている光州移住女性支援センター (Gwangju Settler Women Support Center) がある。規模は大きくないが、センターの中でも移住女性の自主性を非常に尊重しており、各コミュニティの場になって、情報交換および自律な学習の雰囲気作りを方針としているのがその特徴である。そして、光山区多文化家族支援センターカトリック Gwangju 大教区 ([www.gscaritas.or.kr](http://www.gscaritas.or.kr)) は、光州市光山区の支援で今年新設されたセンターであり、結婚移民者および移住労働者を支援するが、主に結婚移住女性を中心に教育や適応、就職活動までを手伝っている。一方、羅州は、韓国政府の女性家族部が指定した羅州市多文化家族支援センター (<http://cafe.daum.net/sunrise-d.m.h>) が代表的支援機関であり、羅州地域において最大の支援センターとして存在する。近くの東新大学社会福祉学科と共同で訪問講師養成およびプログラム開発に力を入れている。多文化社会の実践を目標とし、小学校を訪問して母の母国文化を教えるなどのプログラムやイベントを行っている。

このように、光州と羅州における支援センターはその数や規模をみても明らかに差があるが、実施している内容に関しては同様に見えても詳細には把握できていないと考えられる。また、現行支援プログラムにおける現場の運営者および移住女性側の満足度や改善の可否などについては、先行資料が存在しないため、現場での調査を行う必要があると思われる。

## (2) 結婚移住女性をめぐる諸問題

まず、<表Ⅲ-3>を見ると、都市に該当する光州には中国人女性が、農村に該当する羅州にはベトナム人女性が最も多い。第Ⅱ章の国際結婚の社会背景で、都市部には中国人(朝鮮族を含む)女性が出稼ぎのために国際結婚を手段に入国したと述べたが、都市の方には出稼ぎなどを目的とした国際結婚、そして、農村の方には国際結婚を通じた韓国社会での移住を目的としていることがここで確認できる。

一方、国際結婚の急増と共に国際結婚した夫婦の離婚も増えている。韓国統計庁によると、2006年国際結婚件数の39071件の内、国際結婚した夫婦の離婚件数は6187件、特に、韓国入男性と外国人女性夫婦の離婚件数はその63.4%である3924件に至る。全羅南道においては2006年、全離婚数(3894件)の7.2%である289件が国際結婚夫婦の離婚であった(羅州は含まれる)。他にも農村中心の地域においては5.0%以上の離婚率を占めている。

しかし、光州においては全離婚件数の2.8%が国際結婚夫婦の離婚率であり、都市における国際結婚の離婚率は農村地域より低いことが分かる。さらに、釜山や大田(全離婚件数の約

<表Ⅲ－3>外国人結婚移住女性の国籍別婚姻

出身国	全国		光州		全南	
		構成比		構成比		構成比
中国	13,203	46.9	291	44.8	544	37.6
ベトナム	8,282	29.4	194	29.9	548	37.8
フィリピン	1,857	6.6	57	8.8	148	10.2
日本	1,162	4.1	16	2.5	34	2.3
カンボジア	659	2.3	24	3.7	69	4.8
タイ	633	2.2	16	2.5	19	1.3
モンゴル	521	1.8	20	3.1	33	2.3
ウズベキスタン	492	1.7	14	2.2	31	2.1
アメリカ	344	1.2	3	0.5	1	0.1
その他	1,010	3.6	14	2.2	21	1.5
合計	28,163	100.0	649	100.0	1,448	100.0

(出所：韓国湖南地方統計庁, <http://kostat.go.kr/hnro/>, 2009より参照)

4.0%), 仁川(全離婚件数の約3.0%)など、大都市地域は低い離婚率を見せている。

ここで注意しなければならない点は、都市における結婚移住女性は韓国に滞在持続などの理由で偽装結婚など、ほとんど国籍取得後離婚するケースが多いため、その場合は韓国人夫婦の離婚件数として集計される。したがって、統計上には都市地域より農村地域における外国人妻との離婚率が高いが、都市地域の離婚率も実際は統計数値より少し高いことが予測される。

農村地域に国際結婚率と共に離婚も増えている理由の一つとして挙げられているのは、商業化された国際結婚である。つまり、農村チョンガーを結婚させるために韓国政府が援助を始め、各地域に国際結婚を奨励する支援金を出していることから、行政と手を組んだ国際結婚仲介業者に半分の費用を払い、韓国より経済的に貧困な国の女性を連れてくる形の結婚が急増した。先行研究で共通的に述べられているのは、まず外国人妻と平等に暮らしていくという意識より、お金を払って連れてきた高い商品であると認識し、最初から彼女は家族内における地位が低く、自由に外出も許可されない場合が多い。もともとベトナム女性との国際結婚が本格化する際に、国際結婚仲介業者の広告が国際社会において大きく告発されたことがあり(「女性の処女証明書発給可能」, 「3か月以内に逃げる場合、無料で再紹介可」など), 韓国政府は法律で定めているが、未だに特定国女性を商品化・差別化する不法な広告が農村地域を中心に残っている。人種差別や人権問題が関わっている韓国との国際結婚についてカンボジア政府は2回も国際結婚申請書の受付を中止したことがある。そして、光州と羅州には結婚移住女性の支援団体が存在するが、このような結婚仲介業者の不法行為に対する対策においては、自治体と協力し、具体的な解決策などの案件を政府に提示するなどの実績は存在しない。また、夫婦の年齢差が大きく、差別的意識を持っていることおよびそこから来るDV、制限された活動領域などが、都市

より離婚率が高い原因になると指摘されている。

しかし、既に結婚している移住女性の適応に対する支援については政府の支援政策に基づいて委託機関や女性団体などが協力し合っている。交通利用の便利さや核家族化などで比較的農村より生活しやすい都市の方に嫁いできた移住女性は自由に支援センターの韓国語教育に通い、韓国語や料理教室、パソコン教室などを受けた後、経済活動をする場合も多い。また、無料の医療サービスなども各種支援センターで受けることができるため、ある程度の基本的支援は供給されているとみられる。都市地域における国際結婚にも結婚仲介業者を挟んだ形は存在するが、外国人労働者として既に滞在している中国人（朝鮮族を含む）との結婚や都市の貧困層の結婚難を解消するための結婚としての国際結婚も多いと見られている。今までの統計を分析した時、都市地域に中国人結婚移住女性が圧倒的に多いことと、永住権取得後および帰化後離婚するケースが多いことがその根拠となる。さらに、結婚後においても外出および就職に対し、農村地域の閉鎖的意識を持つことがなく、核家族化により両親と一緒に暮らす場合はほぼないと思われる。そして、経済的に不安定な場合でも家事のみの役割ではなく、逆に共働きを望む夫および母国への送金のため、自由な経済活動が保障されるケースが多い。

問題は農村地域である。都市地域より支援センターも少なく、家族の意識も閉鎖的である。何より、結婚費用を支払うことで「逃げるかもしれないから外に出さない」という概念が先行する夫や夫側の家族には、外国人嫁が母国の友達を作ることや韓国語を勉強しに外出することさえ許されない。このような問題の底には、嫁を買ってきたという、最初から平等ではない立場であるという考えがある。

以上をまとめると、韓国には国際結婚の増加と共に結婚移住女性に関する仲介業者問題および移住女性の社会適応に関する問題が増えているとみられる。さらに、各種資料によると、特に農村社会においては高い国際結婚率と離婚率を見せているため、今後彼女たちの社会活動における制限、差別意識を持つ一般市民とのトラブル、人権侵害および保護問題などが予想される。これらは、韓国社会に様々な政策や支援団体が実際に存在し、表では支援活動を活発に行っていることと矛盾しているともいえる。したがって、次章では現在実施されている韓国の支援政策について分析し、その限界について考察する。

#### IV. 現行支援政策およびその限界

##### (1) 現行支援政策

韓国の国際結婚における政策は数多く存在する。しかし、ここでは大きく結婚仲介業法と多文化家族支援法の二つに分けて考察する。

まず、国際結婚仲介業に関する問題は、韓国の国際結婚における最大の問題であり、国際的

非難を受けている。国際結婚が本格化された1990年代半ばから10年も経った時期までは、国際結婚仲介業の問題に対する法案は定められていなかったが、国会保健福祉委員会委員であるギム・チュンジン議員が2005年2月1日代表発議した結婚仲介業法（結婚仲介業の管理に関する法律案）が2007年9月11日（火）午後国会保健福祉委員会常任委を通過した<sup>15)</sup>。この法案によると、国際結婚仲介業を営む者は市・都庁に登録し、これに違反した場合は懲役または罰金に処する。その内容には、虚偽・誇張された表示や性・人種差別的広告の禁止、個人情報流出の禁止、契約書作成義務などの規定がある。無分別な国際結婚により結婚仲介業者を利用する消費者を保護し、結婚後発生する各種家族問題、離婚などを予防することを目的とし、2008年6月15日から結婚仲介業法－結婚仲介業の管理に関する法律－が施行されている。女性家族部が公開した国際結婚仲介業者登録件数を見ると、2008年には922件だったのが、2009年には1215件、そして2010年に入ってから1253件にまで増えている。しかし、登録制に変更しても、業者および相手に対する個人情報の公開について義務付けていないことや、トラブルが生じた場合に対する具体的法案までは定められていない点などの問題が存在するため、仲介業者に関する被害は続いている。特に、このような問題は、集中的取り締まりおよび不法営業所に関する注意が広がっている都市地域よりは、農村地域に多く存在する。2008年8月から2010年3月に渡って「結婚仲介業の管理に関する法律」に対し、一部改正法律案が7件も出され、第89回国会（臨時会）の第1次女性家族委員会に上程された。この7件の法律案が提案された理由は、①国際結婚仲介業者に結婚仲介契約利用者およびその相手に個人情報を提供し、②通訳・翻訳サービスの提供を義務化するなど、結婚仲介慣行を改善し、③頭金制度を廃止する上、④申告および登録業務を市・郡・区に一元化するなど、結婚仲介業の管理過程において見つかった問題点を補うためであった。

一方、国際結婚により韓国社会に急増してきた国際結婚移住女性および国際結婚家族について、韓国政府は移住女性の韓国社会への適応教育を試みた。2006年から韓国は「多文化社会」と公表している。以前から「単一民族韓国」を維持してきた韓国政府が2007年から「多文化家族支援法」を定めたことは、非常に大きな変化である。多文化家族支援法案の検討報告<sup>16)</sup>をみると、多文化家族支援法案を制定した理由について次のように記述されている。単一民族意識は多人種・多文化家族の生活全般において多様な偏見および差別を固定化させている。さらに、多文化家族は言語問題および文化差、貧困、家族葛藤、子女教育問題など、韓国社会の構成員として統合されることが非常に難しい状況であるが、これらに対する積極的対策が現時点では存在しないのが実情である。したがって、多文化家族を韓国社会に融合させるためには、結婚移住女性だけでなく、一般市民に対する意識教育なども一緒に進めることが要求される。このような政府の総合対策を推進することは、韓国社会における多文化家族構成員の早期定着・社会統合に寄与すると思われる。多文化家族支援法に基づき、多文化家族実態調査、生活情報

提供および教育支援、平等な家族関係の維持のための家族相談および夫婦教育、父母教育、家族生活教育などを推進、家庭暴力被害者の保護・支援、産前・産後健康管理支援、児童保育と教育、意思疎通の困難を解消するための多言語サービスの提供などの多文化家族支援サービスが提供されている。また、2007年12月に「第三次女性基本政策」が確定され、韓国における女性基本政策の3大目標「女性の力量強化」「生活の質向上」「多様性尊重」を提示しているが、移住女性は韓国女性部門に統合されず、「多様性尊重と社会的統合」課題として別部門に提示されている。

結婚移住女性は、大半が母国への仕送りを希望してはいるが、農村で国際結婚した男性は最低生計費以下の所得に該当するケースが多く、保健福祉部の国際結婚移住女性実態調査結果によると、韓国男性と国際結婚した夫婦945組の内、53.0%の1カ月平均所得が、韓国全体家庭の平均所得を下回ることが明らかになっている。特に、十分な収入がなく食事を抜く経験がある「絶対貧困」の女性が16.0%に至ったが、基礎生活保障制度など、国から受け取る社会福祉給与は全体所得の0.5%だった。彼女らは貧困から抜け出すため、現在10人の内6人が飲食店や工場などに就職しており、平均所得は月140万ウォンから150万ウォン程であった。さらに、彼女らは病気の時も23.1%が健康保険などの医療保障を受けられないため、治療を諦めていた。また、13.5%が夫の手や足による直接的な暴力を受けており、言語暴力に苦しむ場合も31.0%だった<sup>17)</sup>。しかし、このような結果から、様々な法案が制定されているものの、結婚移住女性の生活において経済面においては直接適用されていない、あるいは、政策自体に制限条件が多く、必要とされる時に十分な恩恵に浴されていないことが推測できる。

## (2) 政策の限界

結婚仲介業は自由業とされ、営利目的を優先してきたため、業者の乱立は多数の国際結婚と国内結婚希望者に被害を与えてきた。その後、結婚仲介業法制定により韓国社会では業者による被害の減少と、良質の結婚仲介業市場の形成が期待された。しかし、ベトナムやカンボジア国内と、韓国国内の業者が手を組んでいる潜在的組織が多いため、大きい変化はなかった。つまり、韓国国内のみを制限対象としても完全な解決はできなかったのである。

以上の理由で、保健福祉家族部は2009年4月の1カ月間全国結婚仲介業者指導・点検結果について発表した。未登録、未申告営業行為、不法・不当行為、登録証・申告必証・手数料などの掲示および違反事項を点検した結果を見ると、316ヶ所（国内127か所、国際189か所）の業者から違反事項が摘発され（全体の19.0%、点検業者の28.0%）、違反業者の違反件数は346件（316か所）であり、主要な違反内容は①登録証、保険証券などの未掲示（36.0%）、②会員名簿未配置（15.0%）、③契約書未配置または未整備（14.0%）、未登録・未申告（14.0%）であった。しかし、現在結婚仲介業の管理に関する法律により、国内仲介業者は該当する郡・

区が、国際仲介業者は市・道が管理しており、実際管理レベルにおいて地域別に役割を果たしていないところが多いため、この法律の実効性は地域によって差異があることが分かる。

さらに、2010年7月、ベトナムから親孝行のために、自分より20歳以上離れている韓国男性に嫁いできた20歳の女性が入国から1週間後、夫に殺される事件が起きた。経済的安定を求め、母国への送金を目的に結婚してくる女性側にも問題がないとは言えないが、韓国男性が5回以上も精神異常の診断を受けていた患者である事実を結婚相手に伝えなかった結婚仲介業者の問題は非常に深刻であると言える。この事件は韓国社会に大きい反響を呼び起こし、結婚仲介業者に関する法案の改正をめぐって、政府や市民団体、そして女性団体は大騒ぎである。また、ベトナム社会では反韓感情から国際結婚を禁止させようとする声が高まっている。この事件を契機にし、韓国毎日経済ニュース<sup>18)</sup>では、警察が国際結婚仲介業者における各種不法行為について集中的に取り締まる予定であると伝えた。ただ、以前保健福祉家族部が実施した点検と相違する点は、①仲介業者利用者に相手の婚姻経歴や健康状態など個人情報虚偽提供する行為②虚偽・誇張広告、国家および人種に対し差別や偏見を助長する内容の広告をその対象に追加したことである。また、女性家族部と外交通信部、法務部も合同対策会議において、結婚当事者の個人情報をお互い提供することが義務付けられるように詳細規定を決める予定である。しかし、韓国消費者院に受付された国際結婚仲介業関連消費者相談件数は2007年72件から2008年137件、2009年176件<sup>19)</sup>と、毎年増加している。保護されるべき韓国男性や結婚移住女性の立場から見ると、政府が法律を定めていたとしても守られていない場合があり、被害も続いていることで根本的問題解決には至っていない。

一方、多文化主義を標榜した多文化家族支援法は、その内容については同化中心政策であるといわれており、外国人婚姻者が韓国で生涯暮らしていくために、言語教育や文化理解など、切実に必要とされることを享受するものである。しかし、女性結婚移民者を一般市民としてとらえようとする場合、家族への一方的適応プログラム中心ではなく、母国と韓国、両方の利点を生かした様々な支援プログラムの構築や、体系的な夫婦教育プログラムや家族相談所などが必要と判断される。しかし、家族を対象にした多文化教育プログラムは都市の方に比べ農村地域の隅々までには普及されていない点は、現行支援策の限界であると思われる。最近では羅州を含め、交通不便や外出が許可されないなどの理由でセンターの教育に参加できない移住女性のために訪問教師を養成し、普及しようとする段階ではあるが、教師数が少数である点と、家族から訪問教師が拒否される場合がある（家出などをするかもしれないという不安感から）点は、農村社会において非常に大きい問題となっている。

次に、結婚移住女性の人権および保護に関するいくつかの政策について考察する。まず、法務部による「人権侵害された外国人に対する一定期間就職許容法案」<sup>20)</sup>によって、暴力から被害を受けた外国人女性（離婚し、韓国ビザが無くなった場合）を対象に一時的滞在を許可する

ことで就労を認めることとした。しかし、女性の被害が証明できないと、許可が下りないという限界を持つ。一般的に海外において、外国語が流暢でない背景で、他の援助なしには自己証明は難しいため、支援機関などの接触が困難な農村地域ではさらに効果のないものである。

医療保障制度に関しては、無料診療対象者になるまでにはクリアしなければならない様々な条件が多い。つまり、女性結婚移民者であっても、言葉や手続きが分からず、適用することは難しいという限界があるため、「緊急支援制」<sup>21)</sup>が存在する。しかし、支援をもらうためには様々な条件が必要となるが、受けられなかった理由の2位がその他となっている点から、その条件自体が明確に提示されていないことが分かる。さらに、この支援制度の存在さえ知らない移住者が多く、実際民間団体や人権センターなどで実施している無料健康検診サービスおよび訪問保健事業を受ける人数の方が多。

また、ユン・インジン（2008）によると、韓国の多文化政策は国家と市民間の相互扶助、政策ネットワーク、管理の側面が強いとみている。政策審議過程において市民団体や学界指導者を専門委員として参与させることを例として挙げている<sup>22)</sup>。しかし、韓国社会は国家主導を基本とし、市民団体が一方的に委託される形の段階であると思われる。その理由として、今までの政策は必要に応じて定められる場合が多く、現在における解決案を得るためのひとつの方法として学界の研究者を参加させたと考えられる。また、全国各地域において多様な形として存在する多文化家族支援センターや場合によっては自治体にひとつの部署として存在する支援機関を委託機関として理解し、「政府は予算を支援し、サービスを伝達する役割分担が表れている」と述べている<sup>23)</sup>。しかし、この例に対しても、必ずしもそうとはいえない。大都市の一部においては相互の利害関係が一致するところで協力が成立しているところも存在する。問題は、都市中心部でない地域や農村地域であり、予算だけを狙っているセンターはサービスの内容には興味がなく、参加者の数を増やすことに集中する。また、一部の自治体からは政府政策の施行という役割を分担しているにもかかわらず、政策内容さえ知らない場合がある。

韓国の多文化社会を指向する政策は、移住者を対象にした事業に集中しており、関連政策の中では、「移住者に対する認識改善」、「国民の多文化主義意識再考」、「多文化社会への統合基盤強化」などの課題を提示、政策推進を計画したが、具体的内容は明らかでない。そのため、政策の実践に関する具体的方法が最も必要であると思われる。

## おわりに

グローバル化社会における国際結婚は、韓国より約15年以上も早く始まった日本や、韓国より先にベトナム女性との国際結婚がブームとなっていた台湾など、多様な国において行われてきた。しかし、韓国は2000年代頃に結婚移住女性が急増し続け、多文化政策をとっている。

本稿では韓国社会における国際結婚の特殊性を認識し、都市と農村の代表地域として全羅南道における二地域を選択し、その背景や問題点の比較研究および現支援政策を、資料調査を通じて考察した。その結果、都市地域には出稼ぎなどを目的とした偽装結婚が多く、主な出身国は中国、農村地域には仲介業者による結婚でベトナム出身の女性が最も多く居住していた。また、全結婚率対比国際結婚率を見ると、都市地域は10.0%以下の地域がほとんどである反面、農村地域は約40.0%以上のところもあった。しかし、実際都市に近いほど政府委託機関および民間支援団体が多く存在し、結婚移住女性の参加率も高く、多数の女性がサービス業への従事を許可されていたため、活動の自由は持っている反面、サービス業などに従事しているため、家事と育児の問題に対し援助を必要としていた。しかし、農村地域に近いほど結婚移住女性は急増しているが、支援機関は足りなく、外出や働きに制限がある（許可を得ないといけない、またはできない場合が存在する）ため、センターでの支援を受けていない女性が多数である。つまり、今までの支援政策は各地域社会の特徴を生かせていなく、大都市以外の地方地域には適用されにくい。したがって、今後は自治体と支援団体とのネットワークを強化し、各地域の事情に合わせて改善していく必要があると思われる。

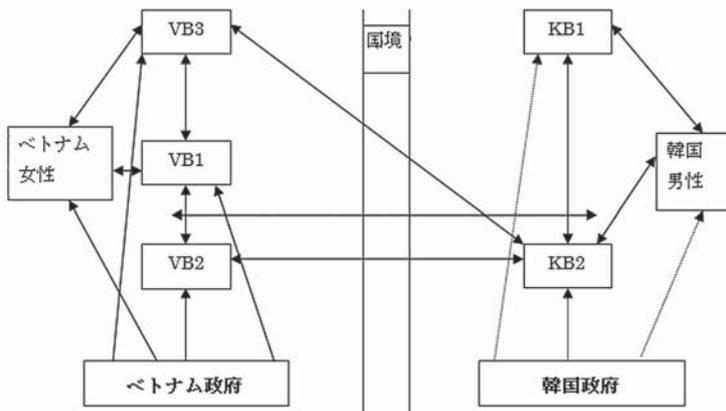
そして、全体構造をみることも大事だが、現在の構造が各地域によっては問題を深刻化させたり、あるいは全ての地域に適用されていない政策がある。たとえば、結婚仲介業に関する法律においても、法律の内容も大事であるが、各市道郡区単位が責任を持って徹底的に監視しながら国際結婚当事者を守ることで、特に業者による国際結婚が多い農村地域においてはより厳しい点検を行い、被害の予防および最小化することも考えられる。これと共に、結婚仲介業者登録制度における過程の一環として個人情報伝達に関する義務化教育を全国における各業者および結婚当事者にまで広げ、利益よりは国民を守る意識を根付けることが大事であろう。また、移住者を対象にした政策という制限的枠から脱皮し、多様性に基づいた具体的市民教育なども一緒に行うべきである。

最後に、今回の研究に基づき、都市地域より国際結婚率も高く、それに関する問題も多い農村地域を特定した上、結婚移住女性をめぐる様々な問題を現場調査により詳細に把握し、結婚移住女性の定着を妨害する様々な要因を明らかにし、具体的改善案を模索することが今後の課題である。

## 注

- 1) 이태욱 (2006). **국제결혼 이주여성 가족과 사회적 지지망 연구**. 광주대학 사회복지 전문대학원, p.74 引用。
- 2) 本文でも述べているが、韓国は中央政府からの政策であり、定められたものも地域社会全てに届いていない場合が多く、特に結婚移住女性を対象にした支援政策においては、農村の隅々にまで実施されていないことが少なくない。

- 3) 海外同胞を対象とする就業管理制と特例雇用許可制および訪問就業制の実施により中国籍の同胞は韓国に入国できる手段が増えたためである。
- 4) 김현재 (2007) p.250 参照。
- 5) <図>韓国 - ベトナム国際結婚仲介業者システム



(出所: 설동훈, 한건수 (2006) 결혼중개업체 실태조사 및 관리방안 연구. 보건복지부 p113 引用)

- 6) Kim hyeonmi, (2007) p.9 引用。
- 7) 양철호 (2003) 参照。
- 8) 이용균 (2007) 参照。
- 9) 김한근 (2009) 参照。
- 10) 정현숙 (2009) p18 引用。
- 11) 馬兪貞「日本と韓国の農村における国際結婚-実態と原因, 問題点を中心に比較・分析」『立命館国際関係論集第9号, pp159-186』立命館大学国際関係学会, 2009, p.161 引用。
- 12) 同上, pp174-176 参照。
- 13) 農林漁業従事者として一定の条件を満たしており, さらに, 結婚仲介業者を通じて国際結婚を希望する男性には自治体から支援金として費用の半額が渡される制度である。
- 14) 韓国全羅道統計庁 2007 年度資料 (<http://kostat.go.kr/hnro/>) 参照 (閲覧日:2010,5)。
- 15) 常任委を通過した結婚仲介業法によれば, 結婚仲介業とは, 会費など一定の金品を受けて結婚仲介を業務とし, 実費を受けて非営利結婚仲介が可能であり, 禁固以上の刑の執行猶予を宣告され, その執行が終了された日から2年が経過しない, もしくは, 「性売買特別法」または「青少年の性保護に関する法律」を違反した者, または出入国管理法を違反し外国人を虚偽招請した者およびこれを斡旋した者などは結婚仲介業に携わることができない。国内結婚仲介業をしようとする者は市郡区に申告を, 国際結婚仲介業をしようとする者は市道知事に登録をしなければならない。また, 国内・国際結婚を問わず結婚仲介業者は手数料・会費, 解約または解約する場合の手数料・会費返還事項, 賠償責任事項, サービス提供方法, 期間及び時期に関する事項などを含んだ書面契約書を作成・交付しなければならない上, 約款がある時は, 約款は契約書内容に含め, 契約書内容に対する説明義務と裏面契約書または二重契約書作成を禁止義務が賦課された。これに違反する場合営業停止, 営業所閉鎖措置, 3年以下懲役または2千万ウォン以下の罰金という刑事処罰まで可能であり, さらに, 虚偽・おおげさ広告を禁止し, これに違反する場合2年以下の懲役または1千万ウォン以下の罰金処罰をされる。

- 16) 장항숙 국회의원의 다문화가족 지원법안 검토보고, 2007, 6
- 17) 설동훈 (2006) pp162-168, pp209-218, p124 引用。
- 18) 毎日経済 TV インターネットニュース「政府, 国際結婚‘弊害’凡政府対策推進」(<http://mbn.mk.co.kr/news/newsRead.php?Code=518331&category=mbn00009>, 閲覧日: 2010,7,20,9am)。
- 19) 韓国消費者院ホームページ (<http://www.kca.go.kr/>) 引用。
- 20) 2007年5月10日から法務部により施行された。滞留外国人の中で売春強要, 常習暴行, 虐待, 深刻な犯罪被害などでその救済訴訟などの手続き中の者を対象に生計を保たせるために就職を許可した。これは生存権のための措置ではあるが, 外国人権益増進委員会(政府の国家人権益増進委員会所属)の審査を経て確定した人々にだけ可能なものである上, 所要時間がかかる(約6カ月)ため, 委員たちの女性暴力に対する認識が弱い場合は救助されにくいという限界がある。
- 21) 夫の死亡または家出などによる所得喪失, 重病及び負傷, DV, 家庭暴力, 虐待, 火災, 離婚, などの危機状況が発生した場合, 生計, 医療, 生活費などを緊急支援する制度で, 保険福祉センターまたは, 市・郡・区役所の社会福祉課に支援を要請することができる。生活費は4人家族基準 70万ウォン, 医療費は300万ウォンまでもらえる。また, 住む場所を提供され, 社会福祉施設を利用することができる。
- 22) 윤인진 (2008) p96 引用。
- 23) 同上, pp.96-97 参照。

## 参考文献

馬兪貞「日本と韓国の農村における国際結婚－実態と原因, 問題点を中心に比較・分析」『立命館国際関係論集第9号, pp159-186』立命館大学国際関係学会, 2009

- 이장영 (2002). 도시 및 농촌 주민들의 생활 만족도 비교. **농촌사회**, 12 (1), pp89-100
- 양철호 (2003). 외국인 주부의 인권과 복지에 관한 연구. **Social Welfare Policy** Vol.16, pp127-149
- 설동훈 (2006). **결혼이민자가족 실태조사 및 중장기 지원정책법안 연구**. 여성가족부
- 설동훈, 한건수 (2006) 결혼중개업체 실태조사 및 관리방안 연구. 보건복지부, pp111-118
- 양순미 (2006). 농촌 국제결혼 부부의 적응 및 생활실태에 관한 비교분석. **농촌사회**, 16 (2), pp151-179
- 한근수 (2006). 농촌지역 결혼 이주민자 여성의 가족생활과 갈등 및 적응. **한국문화인류학**, 39 (1), pp195-243
- 김현재 (2007). 베트남 여성의 한국으로의 결혼이민: 그 배경과 원인에 대한 고찰. **동아연구**, 52, pp.219-254
- 박재규 (2007). 국제결혼 이주여성의 농촌생활 적응관련요인 분석. **농촌경제**, 29 (3) pp67-84
- 이용균 (2007). 결혼 이주여성의 사회문화 네트워크의 특성: 보은과 양평을 사례로. **한국도시지리학회지**, 10 (2), pp35-51
- 김진희, 박옥임 (2008). 농촌과 도시지역 국제결혼 이주여성의 가족갈등과 생활 만족도 비교: 전라남도 지역을 중심으로. **농촌사회**, 18 (1), pp127-160
- 윤인진 (2008). 한국적 다문화주의의 전개와 특징 - 국가와 시민의 관계를 중심으로. **한국사회학**, 2 (2), pp.72-103
- 김한곤 (2009). 농촌지역 국제결혼 이주여성의 생활적응에 영향을 미치는 요인 - 경북 농촌지역을 중심으로. **농촌사회**, 19 (1), pp83-120
- 정현숙 (2009). 농촌의 혼인관련 인구학적 현황과 농촌 미혼남성의 혼인과 국제결혼 관련태도 분석.

한국가정관리학회지, 27 (1), pp17-29

Kim hyeonmi (2007) "The State and Migrant Women : Diverging Hopes in the Making of 'Multicultural Families' in Contempo, Toward a Multicultural Society?" KOREA JOURNAL Vol.47 No.4, Invest korea

#### 参考 URL

韓国統計庁, <http://kostat.go.kr/> (2010,5)

韓国湖南地方統計庁, <http://kostat.go.kr/hnro/> (2010,5)

光州広域市庁, <http://www.gwangju.go.kr/> (2010,5)

韓国全羅道統計庁, <http://kostat.go.kr/hnro/> (2010,5)

羅州市庁, <http://www.naju.go.kr/> (2010,7)

韓国地図集, [http://www.konest.com/data/map\\_korea.html](http://www.konest.com/data/map_korea.html) (2010,4)

保健福祉部, <http://www.mw.go.kr/> (2009,12)

法務部, <http://www.moj.go.kr/> (2010,7)

韓国消費者院, <http://www.kca.go.kr/> (2010,6)

毎日経済 TV インターネットニュース, <http://mbn.mk.co.kr/news/> (2010,7)

(馬 兪貞, 立命館大学大学院国際関係研究科博士後期課程)

## A Comparative Study of International Marriage between Urban and Rural Areas in Korea

The number of international marriages in Korea has been increasing in recent years, which has caused various problems relating to social integration. International marriages in rural areas have increased at a particularly high rate, and these marriages face many problems particular to the rural lifestyle. The social integration of married migrant women in rural areas has recently become an important research topic.

For the purpose of investigating the problems particular to Korean rural areas, this paper relies on official statistic, relevant research, as well as a comparison and analysis of the problems faced by international marriages in urban and rural areas. Relevant research projects have focused on international marriages more generally and do not consider the issues faced by married migrant women, or the issues particular to the rural areas of Gwang-ju and Na-ju.

The Jeollanam-do region is a rural area that is representative of the increasing number of international marriages. Within Jeollanam-do, Na-ju is home to particularly large numbers of married migrant women and has many government-sponsored centers and citizen groups to support them as well. Furthermore, this region will continue to be an important area of investigation and field work for researchers in the future.

On the other hand, Gwang-ju, is an urban area, the headquarters of the provincial government. It is also the province with the largest percentage of married migrant women, and associated issues have generated a great deal of activity in the local support centers.

The purpose of this paper is to analyze the limitations of support policies for international marriages, based on a comparative study of social backgrounds and the problems related specifically to married migrant women between urban and rural areas in Korea.

(MA, You-jung, Doctoral Program in International Relations, Graduate School of International Relations,  
Ritsumeikan University)

